

8月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和6年8月9日（金）13時30分 ～ 15時45分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 彦根市役所5-1・5-2会議室

会議の内容 議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第40号 彦根市農用地利用集積計画（案）

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 6 堤 正雄 | 9 西田 忠彦 | 11 西澤 育男 |
| 12 中嶋 三次 | 13 杉本 久夫 | 16 田中 重和 |
| 17 服部 茂樹 | | |

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 次長 大村 敏男 係長 竹中 基史

当日の記録係

係長 竹中 基史

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、8月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

小川 推進委員から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

6 堤 正雄 9 西田 忠彦 11 西澤 育男
12 中嶋 三次 13 杉本 久夫 16 田中 重和 17 服部 茂樹

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。18番
西川 末美 委員、19番 月田 晴男 委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、8月2日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 月田 晴男 委員

(現地調査立会報告)

○ 事務局 (林 局長)

審議で使用するためのプロジェクターが調整中であるため、先に議第40号 彦根市農用地利用集積計画 (案) 以降から審議を進めさせていただきます。

○ 議長 (田中 金二)

続きまして、議第40号 彦根市農用地利用集積計画 (案) を議題として取り上げます。農林水産課職員欠席のため事務局から代読願います。

○ 事務局 (竹中 係長)

(彦根市農用地利用集積計画 (案) を読み上げ)

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

報告第25号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は10件

報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告 今月は12件

報告第27号 農地使用変更届出報告 今月は2件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

局専報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告
件数は3件 面積は359.30㎡です。

局専報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告
件数は5件 面積は5,500.99㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ局長専決報告事項の報告については終わります。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第40号 彦根市農用地利用集積計画（案）

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3条申請審議】

それでは、議第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 1番案件です。

場所は、松原一丁目市街地の中央あたりで、湖周道路と県道彦根港・彦根停車場線（通称・城北通り）の交差する「松原橋」の信号のある交差点から北東方向へ約230mに位置します。

申請地は、譲受人である●●さんが、数代前から、長年耕作・管理をしており、一方で、譲渡人は、遠方にお住まいで管理もできないとして、今回売買の話しがまとまったものです。

譲受人の●●さんは20年程度の耕作歴があり、住居から申請地までは約50mの距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、中嶋 三次 推進委員、濱村 功 委員 何かコメントがあればお願いいたします。

○ 中嶋 三次 推進委員

特に問題ありません。

○ 濱村 功 委員

事務局の説明のとおりです。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、２番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

３条 ２番案件です。

場所は、国道８号線と中山道の間、東沼波町市街地の中、旭森小学校から南西方向へ約２７０mに位置します。

譲渡人の●●さんは、これまで耕作していた方が体調不良のため、耕作できなくなり、今後の申請地の利活用について検討されていたところ、一方で、譲受人の●●さんは、申請地の南東側隣接農地で耕作をされており、その隣接地が袋地であることから、そこまで車両で近づきたいことと耕作農地も増えることから、今回売買の話しがまとまったものです。

譲受人の●●さんは１０年程度の耕作歴があり、住居からは約３３０mの距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、杉本 久夫 推進委員、高田 克己 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 杉本 久夫 推進委員

特に問題ありません。

○ 高田 克己 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、３番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 3番案件です。

場所は、ＪＲ線と国道８号線の間、南川瀬町市街地の中でも南部。国道８号線の「南川瀬町」の信号のある交差点から北西方向へ約３２０ｍに位置します。

申請地は、譲受人である●●さんが、長年耕作・管理をしており、一方で、譲渡人は、今後も申請地の管理はできないとして、今回売買の話しがまとまったものです。

譲受人の●●さんは１２年程度の耕作歴があり、住居からは約２０ｍの距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、堤 正雄 推進委員、澤田 勘一 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 堤 正雄 推進委員

特に問題ありません。

○ 澤田 勘一 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、４番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 4番案件です。

場所は、川瀬馬場町内でも西の端。若葉小学校から南の方向へ約８０ｍに位置します。

今回の案件は、民法第２６２条の２の裁判による共有持分全部を移転するもので、

譲渡人の●●さんは、申請地の権利の3分の1を保有している「●●」さんの長男の妻にあたりますが、アメリカ国籍で、昭和29年に日本国籍を離脱以降は、行方不明となっており、他に相続関係者もないため、名義については手がつけられない状況であったところ、民法が改正されたことで、残りの3分の2を保有している譲受人の●●さんが、自己の権利保全を確保すべく、行方不明となっている譲渡人の持分を裁判により取得することとなったものです。

参考に民法第262条の2の条文とは「不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、所在等不明共有者の持分を取得させる旨の裁判をすることができます。」というものです。

譲受人の●●さんは50年程度の耕作歴があり、住居からは車で10分程度の距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

ただし、申請地周辺は耕作放棄地が多く、申請地も耕作放棄地となっているため、今回の申請に先立って、せめて草刈りはするという話を聞いていたのですが、タイミング悪く、その草刈りを請け負われた豊郷町の農業者の奥野さんのトラクターが故障し、除草作業ができないとのことで、トラクター修理後、除草されると聞いております。今回の申請は、通常の所有権移転のように、新しい所有者がその後耕作をするというものではなく、行方不明になった共有者の持分を、残りの共有者が取得し、自分の権利保全を確保すべく、持分移転をするものであるとは言え、現状は、耕作放棄状態ではありますので、今後の耕作・管理状況について、エリア担当の委員さんにおかれましては、経過観察をいただければと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、堤 正雄 推進委員、澤田 勘一 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 堤 正雄 推進委員

事務局の説明のとおり。

○ 澤田 勘一 委員

これまで管理されている様子はなく背丈ほどの草木が生えている。今後、適正管理されるのか経過を注視していく。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、5番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 5番案件です。

場所は、国道8号線と中山道の間、東沼波町市街地の中、旭森小学校から南西方向へ約250mに位置します。

譲渡人の●●さんは、体調不良となられ、遠方にお住まいで管理もできなくなってきたところ、一方で、譲受人の●●さんは、申請地の近くに居住されており、耕作できる畑を探されていたところ、売買の話がまとまったものです。

譲受人は、今年は、野菜・キャベツを作付し、家族で耕作する意向で、台帳の上では新規で耕作されますので、今後の耕作状況について、エリア担当の委員さんにおかれましては、経過観察をいただければと思います。

申請地は、譲受人の住居から約160mの距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、杉本 久夫 推進委員、高田 克己 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 杉本 久夫 推進委員

適正管理されており問題ありません。

○ 高田 克己 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、6番目の案件の説明

をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 6番案件です。

場所は、稲里町上平流の集落の中。巡礼街道の「稲里町」の信号のある交差点から北西方向へ約450m、稲里町上平流公民館から西方向へ約50mに位置します。

譲渡人の●●さんは、認知症により施設に入所されており、申請地の西側隣接地で、●●さんが所有・居住され、現在は空き家となっている住宅とともに、譲受人の●●さんが売買により取得する話がまとまったものです。取得後は、稲里町に住所を移転され、また別途農地使用変更届が提出されており、「畑」として野菜を作る計画であります。

譲受人の●●さんは10年程度の耕作歴があり、稲里町に転居後は、住居から申請地まで地続きとなるため、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、西澤 育男 推進委員、大西 太郎 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

特に問題ありません。

○ 大西 太郎 委員

事務局の説明のとおりで、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、7番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 7番案件です。

場所は、新海町集落と湖周道路の間の一団の農地の中で新海町地域の東の端にあたり、湖周道路で「新海町」の信号のある交差点から東方向へ約670mに位置します。

申請地は、今年のはじめに、一旦は裁判所から差押となりましたが、資産価値等を考慮され、差押を取り消し、現在耕作されているのが、譲受人の●●さんが運営されている●●であるという関係から、●●さんが個人名で、売買により取得する話しがまとまったものです。

譲受人の●●さんは、農地所有適格法人「●●」の代表で、個人でも20年の耕作歴があり、譲受人の作業場からくるまで5分以内の距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、面田 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 面田 忠彦 推進委員

特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、8番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 8番案件です。

場所は、中山道と広域農道荒神山通りの交差する「法士町」の信号のある交差点から西に約80mに位置します。

申請地は、今年6月定期総会において許可となりました「●●●、●●●、●●●の3筆」に隣接する農地で、長年耕作されず耕作放棄地となっていたところ、一方、譲受人の●●さんは、甲良町

小川原の農地でユーカリやみかんの栽培を近年はじめられ、規模拡大をしたいと考えていたところ、売買の話しがまとまったものです。現状は草刈りされ、耕作放棄地状態は解消されました。

譲受人の●●さんは3年程度の耕作歴ですが、15年程度耕作歴のある方を雇用されています。甲良町小川原の農地については、甲良町農業委員会から全部効率利用要件を満たす証明の発行もいただいております、ユーカリやみかんの栽培をされていることを現地確認しております。申請地と自宅とは、車で20分程度ですが、甲良町小川原の農地よりも近く、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、澤田 勘一 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 澤田 勘一 委員

現地は除草管理もされており、特に問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、9番目の案件は10番目の案件と関連がありますので、一括して、9番目と10番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 9番案件・10番案件です。

場所は、湖周道路よりも琵琶湖側。小規模な細長い農地が並ぶ中の3筆となり、湖周道路の「新海町」の信号のある交差点から、「字六斗森」までが北の方向へ約50m、「字葭開」までが西の方向へ約180mの距離となります。

申請地については、譲受人である●●さんが、これまで耕作・管理をしており、一方で、譲渡人は、いずれも今後も申請地の耕作はできないとして、今回売買の話しがまとまったものです。

譲受人の●●さんは40年程度の耕作歴があり、住居からは約650mの距離であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、面田 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 面田 忠彦 推進委員

特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

町内の耕作できる人が耕作するのはよいことであり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、11番目の案件は12番目の案件と関連がありますので、一括して、11番目と12番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 11番案件・12番案件です。

場所は、湖周道路と県立大学の間、八坂町集落内で、湖周道路の「八坂町中」の信号のある交差点から北東方向へ約240mに位置します。

譲渡人の●●さんは遠方にお住まいで、また、●●さんは、高齢となられ、だんだんと畑の維持が難しくなり、いずれも農地として維持・管理が難しくなってきたところ、一方で、譲受人の●●さんは、一昨年に、大阪から申請地にほど近くの住宅に転入され、畑で耕作をはじめたいと、今年3月定期総会で許可となりました住宅に隣接する農地を取得され、今回は、さらに規模拡大をしたいと、隣接する申請地の売買の話がまとまったものです。

譲受人は、今年3月定期総会で許可となった農地で、意欲的にソバ等の耕作をされており、申請地は、住宅からも約30mの距離で、3月に許可となった農地にも隣接しており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田中 重和 推進委員、林 敏 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

特に問題ありません。

○ 林 敏 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

4条 1番案件です。

転用目的は、貸駐車場です。

申請人は申請地近隣にある、よくサ高住と略される、サービス付き高齢者住宅のあんじえす彦根の従業員駐車場として利用させて欲しいという要望を受け、今後は申請地を貸駐車場として利用したいとして申請されたものです。

申請地は大藪町の市街化区域との境界に接しており、金城小学校付近から延びるバイパス通りとの間、中地区公民館のすぐ裏に位置している、市街化調整区域内、農業振興地域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地は市街化調整区域ですが市街化区域エリアに隣接しています。接道こそ農道しかありませんが、農地区域の規模等から第2種農地であると判断されます。第2種農地は代替性がない場合のみ、転用が可能となるのですが、今回借主として賃貸借契約を結ぼうとする施設等からの距離を考えると、全て住宅街になっている市街化区域部分を除けば、代替地はいずれも第2種農地しかなく、サ高住から最も距離の近い申請地は、代替性のない土地として転用許可は可能であると判断できます。

土地利用計画図をご覧ください。一般基準の説明をさせていただきます。

利用計画としましては、ほぼ現況のまま、全体を整地し直して駐車場用地として使用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、西側のみ放棄地ですが農地に面しているため、法面施工として土砂が流入しないよう施工されます。

施工に関してはご自身で実施されますので、金銭面でも問題は特にありません。

大藪農業組合の開発協力金をお支払いされており、その他必要な書類の添付も整っております。既に土が入っている点について、この土地については令和２年２月１２日に果樹を植えるため田から畑への変換届出が出ており、現在畑への転換途上の中で、高齢者住宅にかかる駐車場の需要が出てきました。

しかし表土おして畑土を入れて果樹を植えたいとおっしゃっていましたが、本件の申請時点の土質をみると育成は難しいような土の状況です。この点については立ち合いの澤田副会長からも現場で申請者に指摘していただきました。このような経緯から

現地確認後に顛末書を提出させました。また、一部転用なので、残る畑地についても、速やかに果樹を植えるよう指導しました。

本来、違反転用について、ご承知のとおり原則は原状回復となりますが、転用許可申請されずに農地以外の状態にすることは違反転用となります。その点を除き、本件は、通常どおり転用申請を受けた場合、申請者所有に代替候補地はなく、当該農地の立地状況および周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがないなど、転用基準については満たしているものと考え、受理相当と判断しましたので、本議案にてお諮りさせていただきました。

農地転用許可基準を満たすことが見込まれる場合も安易に追認許可されるべきではないと考えています。原状回復の必要性および可能性について十分検討し、その可否を判断すべきでありますので、慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、北村 文尾 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 北村 文尾 委員

土は事前に入ってしまったっておりますが、駐車場利用は当町にとっても公民館近くの駐車場として利用することができありがたい。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

○澤田 勘一 委員

本来は、全面的に原状回復すべき。現地確認をしたが、転用以外の畑地利用の一部も砂利土が敷いてあり、駐車場用の区画がロープで作ってあった。最低限、畑地については、耕作土を入れ定植をするなど農地利用が分かるようにするのが先。保留案件として次月改めて審議すべき。

○ 月田 晴男 委員

現地確認したが、畑土ではない。澤田 勘一委員が言われたとおり北側の農地のまま残す部分も違法転用の状態で駐車場の区画がある。あくまで原状回復して、それから転用するべき。

○ 小林 爲夫 委員

場合によっては、違反転用検討委員会を立ち上げるべき。

○ 議長（田中 金二）

今月は許可、不許可の判断はせず、来月定期総会までに事務局から申請者に審議内容を伝えてもらい、本件については改めて来月に再度審議をするということによいか。

（異議なし）

本件は、来月、改めて審議することとします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。1番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

5条 1番案件です。

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の●●さんは彦根市内で土木建設業を中心に様々な事業を実施されています。国道8号線にアクセスのよい土地に資材置場をと考え、令和4年11月今回の申請地横の転用許可を取られましたが、重機や資材の出入りが多いことから、更に拡張したいと今回の申請となりました。主たる申請地は●●と●●で、他の3筆は新幹線の地上権設定のため分筆されている細長い土地となっています。

申請地は県道水谷彦根線と東海道新幹線が交差する場所の南東側のエリア、市街化調整区域内、農振区域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅や資材置場が連なっているエリアの外縁部に位置しており、農地区分としましては第2種農地であると判断できます。

第2種農地は代替性があれば許可することができませんが、今回は目的が資材置場の拡張なので、位置に代替性はなく、許可可能となります。

奥の方には耕作や保全管理されているところもあるのですが、申請地は長年放棄地となっており、背より高い草や木が繁茂しています。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を資材置場として造成され、既存部と接続して利用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、土地全体を法面とされ水路や農地側への土砂の流出を抑えます。雨水排水は地中浸透のほか、用排水兼用となっている水路への放流となります。現地立会いの際、服部推進委員より水路への土砂落下した場合の清掃の他、草刈りや水草の除去といった水路管理についてご指摘があり、それについても●●側へ念押しをさせていただいています。建築物もありませんので日照・通風も特に問題ないものと思われます。隣接農地の方の承諾もとれています。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書と残高証明の添付をいただいております、金銭面での問題がないことを確認しております。既存部との行き来は鉄板を敷いてその上を通行することになります。水路の占有許可の手続きをされていることも確認しております。

土地改良区受益地ではないほか、各種必要な書類の添付もいただいております。このため一般基準についても問題無いものと思われます。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、服部 茂樹 推進委員、松宮 秀治 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 服部 茂樹 推進委員

以前転用した筆において、産業廃棄物が混在した土があるように見受けられる。事務局から指導してほしい。

○ 松宮 秀治 委員

特に問題ありません。産業廃棄物が混在した土があることについては、農業委員および推進委員が注視していく必要がある。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

○ 中川 嘉和 委員

事業者には水路に砂利が入らないようにしてもらわないといけない。口頭での注意だけでは不十分なので水路に砂利が入らないように、砂利が入ったら原状復旧するような確約書は取れないのか。転用の事業完了を適切に本当にしてもらえるのか不安。

○ 事務局（大村 次長）

水路に対して被害防除措置をする条件を付して許可書を発行することはできる。

○ 中川 嘉和 委員

条件を付して許可書の発行をお願いしたい。

○ 議長（田中 金二）

確約書は取れるかどうかは、法的なことも含めて慎重に確認、検討すべき。

本件について、許可相当と判断する委員は挙手をお願いします。

－ 12 名が挙手 －

○ 議長（田中 金二）

過半数のため許可相当となります。

条件の文言は事務局に任せて許可するとのことでよいか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、8月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。